

私が相続登記をするの!?

相続登記の義務化への対処法

■ 日 時 2025年2月20日(木)14時～15時30分

■ 会 場 くまもと県民交流館パレア10階 会議室7

※会場には駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。

■ 受講料 無料

■ 定 員 35名(先着順)



申込方法

右記の二次元コード、またはメールにて
必要事項を記載の上、お申し込み下さい。
電話でも受け付けます。

〔必要事項〕

・氏名(ふりがな) ・年齢 ・住所
・電話番号 ・メールアドレス(任意)

〔申込先〕

熊本県生涯学習推進センター

〒860-8554 熊本市中央区手取本町8-9

電話 096-355-4312 (平日 9:00-17:00)

E-mail manabi@k-parea.net



講師

村上 雅人氏(弁護士)

〔プロフィール〕熊本で18年間にわたり弁護士
をしています。多くの方とともに、問題を一緒
に考え、乗り越えてきました。

令和6年(2024年)4月から、不動産を相続により取得した
場合の登記が義務化されました。この義務は、かつて相
続して、まだ遺産分割をしていない不動産についても適用さ
れます。「3年以内にしないと罰金」といった報道を目にし
て、「うちもしないといけないのかな」、「やらないと違法なのか
な」と、不安な方もいらっしゃるでしょう。たしかに、不動産を
相続した全員に関係する話です。でも、やるべきことをちゃん
とやれば、大丈夫。人によってやるべきことは異なります。今
後の行動のヒントを得ていただければ幸いです。

令和6年度(2024年度)くまもと県民カレッジ パレアオリジナル「相続登記の義務化への対処法」申込書

ふりがな	電話番号	年齢
お名前	メール(任意)	
ご住所 〒		